

長野県景観審議会の概要

都市・まちづくり課

1 目的

長野県景観条例及び屋外広告物条例に定めるもののほか、景観の育成に関する重要事項などについて、知事の諮問に応じた調査審議を行う。

2 設置根拠

- (1) 根 拠 長野県景観条例第 34 条
- (2) 組 織 委員 15 名以内
- (3) 任 期 2 年（平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

3 委員の構成等

- (1) 現在の委員数 14 名（男性 6 名、女性 8 名）
- (2) 委員構成
市町村代表：2 名、学識経験者：3 名、建築士：2 名、
屋外広告物事業者代表：2 名、その他分野（地域活動等）：3 名、
公募：2 名
- (3) 会長及び会長代理（条例第 38 条）
審議会に会長を置き、委員が互選する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 主な審議事項

- (1) 景観計画の変更（行為の制限等）に係る審議
- (2) 景観育成重点地域等の指定等に係る審議
- (3) 景観法第 16 条第 3 項の規定による勧告及び法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による変更命令等を行う場合の事前審議
- (4) 屋外広告物禁止地域、許可地域、特別規制地域の指定等に係る審議

5 最近の開催状況

年度	開催状況	審議事項等
24	H24 年 4 月 25 日	・長野県農村景観育成方針の策定等（諮問）
	H24 年 12 月 18 日	・長野県農村景観育成方針の策定等（答申案検討）
	H25 年 1 月 10 日	・長野県農村景観育成方針の策定等（答申）（会長のみ）
25	H25 年 11 月 12 日	・長野県景観計画の一部変更（伊那市、飯山市の景観行政団体移行に伴うもの）等 ・屋外広告物規制地域の指定（北陸新幹線沿線）
26	H26 年 11 月 17 日	・ふるさと信州風景百選について ・屋外広告物規制地域の変更（駒ヶ根市）
27	H27 年 11 月 24 日	・屋外広告物特別規制地域の許可基準の変更（軽井沢町） ・大規模太陽光発電設備に係る景観対策について

長野県景観条例（抜粋）

第7章 長野県景観審議会

（設置）

第34条 景観の育成に関する重要事項について調査審議するため、長野県景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第35条 審議会は、この条例及び屋外広告物条例に定めるもののほか、景観の育成に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

（組織）

第36条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから知事が任命する。

（任期）

第37条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第38条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第39条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者等のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第40条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。